

特別史跡齋尾廃寺跡指定地買上げ事業の一部延期について

社会教育課

1 趣旨

令和3年12月議会で令和3年度特別史跡齋尾廃寺跡指定地買上げ事業が議決され、地権者同意のもと、土地収用法に基づく事業認定を受けて公有地化を実施しているところであるが、一部の土地について、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除が除外となったため、地権者間で買上げ手続に差異が生じないように買上げを来年度以降に延期したい。

2 経過

- ・令和2年度から買上げ事業を2ヶ年計画で実施。
- ・収用認定を受けていることから、租税特別措置法による収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除を受けるため税務署と書面による事前協議を実施。
- ・税務署より令和2年度にも購入した3名の方に対しては租税特別措置法第33条の4第3項の2※₁が該当し、適用されない旨の回答。
- ・回答後、一の収用交換等に係る事業の特則※₂が適応されないことを確認。

※1 租税特別措置法第33条の4第3項の2

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める資産については、適用しない。

二 一の収用交換等に係る事業につき第一項に規定する資産の収用交換等による譲渡が二以上あつた場合において、これらの譲渡が二以上の年にわたつてされたとき 当該資産のうち、最初に当該譲渡があつた年において譲渡された資産以外の資産

※2 租税特別措置法関係通達33の4-4（事業計画の変更等があつた場合の一の収用交換等に係る事業）

一の収用等に係る事業が次に掲げる場合においてその事業の施行につき合理的と認められる事情があるときは、次に掲げる地域ごとにそれぞれ個別の事業として取り扱い、措置法第33の4第3項第2号の規定を適用する。

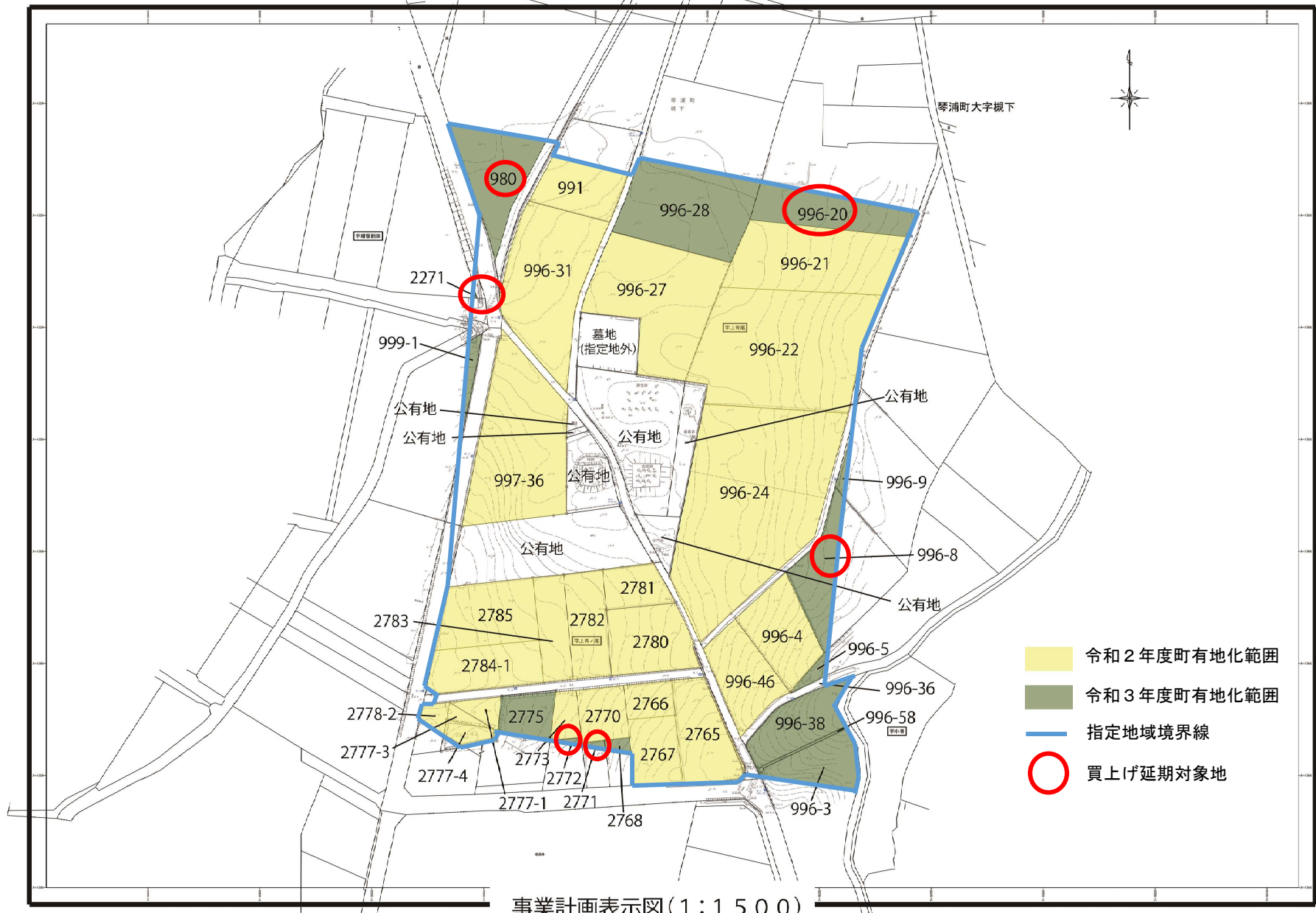
(3) 事業が1期工事、2期工事等と地域を区別して計画されており、当該計画に従って当該地域ごとに時期を異にして事業を施行する場合当該区分された地域。

3 延期対象地の概要

- ・面積 3069.22 m² (令和3年度買上げ予定地 7,494.01 m²のうち)
- ・筆数 6筆
- ・範囲 別紙参照
- ・経費 8,900,738円

4 今後の対応

- ・特則が適用される事業計画の変更について、事業認定庁である県と申請に係る協議
- ・買上げに係る国庫補助金について、令和4年度以降に再申請
- ・買上げまでの期間について、現在、町が発掘調査等の事業を実施していることから、借地を予定。



事業計画表示図(1:1500)

琴浦町大字槻下

墓地
(指定地外)

公有地
公有地

公有地

公有地

公有地

公有地

公有地

公有地

中継電線

等速電線

地上電線

地上電線

電線

電線

電線

電線

電線